

日中一時支援(夕方支援)について

障害福祉課 自立支援給付係

1.概要

保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後や障害児通所支援利用後の夕方以降の活動の場を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施しています。



※R6年度から放課後等デイサービス・児童発達支援利用後も同日利用可能となりました。

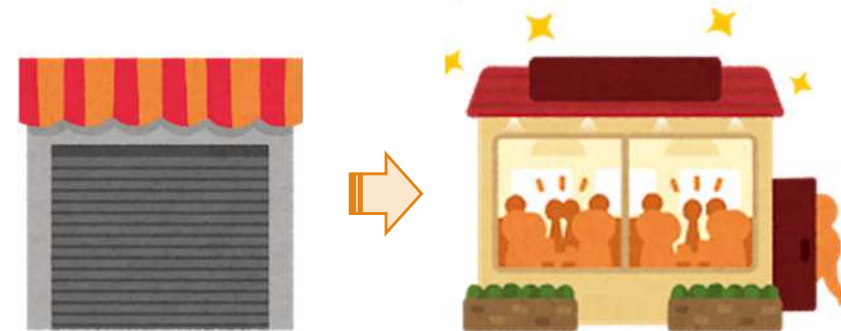
2.背景

●ケアラーの声

- ・フルタイムで働くために通所先の開所時間を延ばして欲しい。

●事業所の声

- ・夕方時間帯の人材が確保できない。



3.取り組み内容

生活介護事業所等が、日中一時支援事業を夕方以降実施するために、事業所の指定要件を緩和し、事業への参入の促進を図ることで、障害者の夕方以降の預け先を確保する。

指定要件の緩和	
①登録事業所の要件	短期入所事業所・障害児通所支援事業所・生活介護事業所 ※ぜひ、日中一時支援事業所登録をお願いします。
②人員配置	利用者6人に対して従事者1人以上 (例)利用者 5人 ⇒ 従事者1人以上 利用者 7人 ⇒ 従事者2人以上 利用者13人 ⇒ 従事者3人以上

4.給付費

- ・同一敷地内 2,070円／日

※生活介護事業所等が、同一事業所内で引き続き日中一時支援を提供する場合

- ・同一敷地外 3,310円／日

※別事業所で生活介護等のサービスを受けていた者に対して日中一時支援を提供する場合

5.さいごに

日中一時支援事業の登録をご検討いただける場合は、以下の担当までご連絡をお願いいたします。

【担当】

○日中一時支援事業の制度全般 ⇒ 障害福祉課自立支援給付係 TEL 048-829-1305

○日中一時支援事業の登録 ⇒ 障害政策課事業所係 TEL 048-829-1309